別表十六付表１の記載要領第１号中「法人が」の次に「租税特別措置法第66条の13（特定事業活動として特別新事業開拓事業者の株式の取得をした場合の課税の特例）又は所得税法等の一部を改正する法律（令和５年法律第３号）第10条の規定による改正前の」を加え、同第五号中「「取得日から３年又は５年を経過した特定株式に係る特別勘定の金額　⑰」」を「「取得日から３年又は５年を経過した特定株式に係る特別勘定の金額　⑳」」に改め、同号を同第六号とし、同第四号中「「要加算調整額　⑭」」を「「要加算調整額　⑯」」に、「第66条の13第14項」を「第66条の13第15項」に改め、同号を同第五号とし、同第三号中「特別新事業開拓事業者に対し特定事業活動として出資」を「特定事業活動として特別新事業開拓事業者の株式の取得」に改め、同号を同第四号とし、同第二号の次に次の一号を加える。

３　「当期において取得した特定株式のうち期末に有するものの取得価額　⑺」の欄は、その取得した租税特別措置法第66条の13第１項に規定する特定株式（以下この号において「特定株式」という。）の取得価額が次に掲げる当該特定株式の区分に応じそれぞれ次に定める金額を超える場合には、当該金額を記載すること。

⑴　令和５年４月１日以後に取得する租税特別措置法第66条の13第１項第１号に規定する増資特定株式（⑵及び⑶において「増資特定株式」という。）　50億円

⑵　令和５年３月31日以前に取得した増資特定株式　100億円

⑶　増資特定株式以外の特定株式　200億円

別表十六付表二の記載要領第１号中「租税特別措置法」の次に「第66条の13第１項（特定事業活動として特別新事業開拓事業者の株式の取得をした場合の課税の特例）又は所得税法等の一部を改正する法律（令和５年法律第３号）第10条の規定による改正前の租税特別措置法」を加える。

別表十七の表中「社会保険診療報酬に係る損金算入、農地所有適格法人の肉用牛の売却に係る所得又は連結所得の特別控除、特定の基金に対する負担金等の損金算入及び特定業績連動給与の損金算入に関する明細書」を「社会保険診療報酬に係る損金算入、農地所有適格法人の肉用牛の売却に係る所得の特別控除、特定の基金に対する負担金等の損金算入及び特定業績連動給与の損金算入に関する明細書」に、「事業年度又は連結事業年度」を「事業年度」に、「Ⅱ　農地所有適格法人の肉用牛の売却に係る所得又は連結所得の特別控除に関する明細書」を「Ⅱ　農地所有適格法人の肉用牛の売却に係る所得の特別控除に関する明細書」に改め、同表の記載要領第１号中「又は連結親法人である医療法人が所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号）第16条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この記載要領において「令和２年旧措置法」という。）第68条の99（社会保険診療報酬の連結所得の計算の特例）の規定の適用を受ける場合」を削り、「場合又は連結親法人である医療法人が仮決算による連結中間申告をする場合にあつて」を「とき」に改め、同第二号中「（以下この号において「農地所有適格法人」という。）」及び「又は連結法人である農地所有適格法人が令和２年旧措置法第68条の101（農地所有適格法人の肉用牛の売却に係る連結所得の課税の特例）の規定の適用を受ける場合」を削り、同第三号中「又は連結法人が令和２年旧措置法第68条の95（特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例）の規定の適用を受ける場合」を削り、同第四号中「又は連結法人で令和２年旧措置法第68条の95の２第２項（連結法人である特定投資運用業者の役員に対する業績連動給与の損金算入の特例）に規定する特定投資運用業者に該当するものが同条第１項の規定の適用を受ける場合」を削る。

別表十の二㈠から別表十の二㈢付表までを削る。

別表十一㈠の表中「事業年度又は連結事業年度」を「事業年度」に改め、同表の記載要領第１号を次のように改める。

１　この表は、法人が法第52条第１項又は第５項（個別評価金銭債権に係る貸倒引当金）の規定の適用を受ける場合に記載すること。

別表十一（一の二）を次のように改める。